

平成17年度 第12回官業民営化等WG・第26回市場化テストWG
追加資料要求項目（経済産業省）

ヒアリングを行った貴省所管の独立行政法人について、下記のとおり追加資料・追加質問項目の提出をお願いいたします。なお、今後、当会議において引き続き市場化テストを含む民間開放の推進について検討を深めていくこととしており、その議論を踏まえ、追加質問などを行う場合があることを念のため申し添えます。

工業所有権情報・研修館

1．現在、情報・研修館が行っている業務について、特許庁からの出向者がいる当該法人しかできないというのは、非常に視野の狭い考え方である。いま、法人が消費している予算を提供してもらえれば、法人以上に効率的なサービスを提供するという民間事業者はいるかも知れず、そうした未知の世界に門戸を開こうとせず、アプライオリに拒否する姿勢は、まったく理解できない。

情報・研修館の優位性をいうのであれば、堂々と市場化テストを受けて立ち、その優位性を証明すべきであると考えますが、貴省の見解をお伺いしたい。

2．情報・研修館の業務の中には、確かに法人がなければ特許庁なり役所が直営で、かつ公務員がやるしかないという仕事は部分的にはあるかもしれない。しかし、特許流通アドバイザー事業のように、都道府県や民間に移行させていく過渡期にあるものや、研修事業のように部分的には特化してやるにしても、民間に委託する部分を段々と大きくしていくものなど、幾つかに等級を設けて整理することが有効なのではないか。

今後、どのような業務が民間に開放できるかについて、貴省の見解を示されたい。

3．現在、法人が実際に行っている業務（情報、相談、研修等）のうち、もしも法人が存在しなければ、行政固有の領域に存在すると考えられる部分のシェアは、各業務に関してそれぞれの程度であると考えておられるのか、ご教示願いたい。

また、そうした業務を民間で担えるような可能性がある母集団として、どのようなものが想定できるか、ご教示願いたい。

4．弁理士や知財の裁判官、法曹関係者が持っているような情報と、特許庁の内部に存在する情報というのは、およそ異質なものと考えているのか。貴省の見解をお伺いしたい。